

所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 寡婦及びひとり親について、その要件とされるその者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことにつき、その認められる者を定めることとする。(第1条の3、第1条の4関係)
- 2 雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期の特例について、特例の適用を受けていた者がその適用を受けないこととなる場合における雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の調整の細目等について定めることとする。(第40条関係)
- 3 外国税額控除の対象とならない外国所得税の額について、他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを居住者の所得の金額とみなして課される外国所得税の額におけるこれらの者の間の関係の細目等を定めることとする。(第40条の17関係)
- 4 確定申告書等の記載事項について、確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合には、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができること等の措置を講ずることとする。(第47条、第48条、第53条、第69条、第71条関係)
- 5 確定申告書等に添付等すべき書類について、次の措置を講ずることとする。(第47条の2、第47条の3関係)
 - (1) 寄附金控除について、特定寄附金を受領した者の書類に代えて、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結している一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとする。
 - (2) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族（障害者である親族を除く。）に係る扶養控除について、添付等すべき書類の細目を定める。
 - (3) 医療費控除について、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会の医療費の額等を通知する書類の細目等を定める。
 - (4) その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円を超える者が添付すべきその業務の総収入金額及び必要経費の内訳書の細目を定める。
- 6 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族（障害者である親族を除く。）に係る扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者が、給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等すべき書類の細目を定めることとする。(第73条の2、第74条の2、第77条の5関係)

- 7 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、次の見直しを行うこととする。
(第 81 条の 6～第 81 条の 12、第 81 条の 17、第 81 条の 20～第 81 条の 22、第 81 条の 25～第 81 条の 27、第 81 条の 29～第 81 条の 31、第 81 条の 33～第 81 条の 36、第 81 条の 38～第 81 条の 40 関係)
- (1) 貯蓄取扱機関等の営業所の長等が備え付けるべき帳簿の記載事項等を定める。
 - (2) 利子等又は配当等の支払等を受ける法人が告知等をする際、その告知等を受ける者が、当該法人の名称及び住所につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から送信を受けた登記情報に記録された当該法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、当該法人は、その告知等を受ける者に、法人確認書類の提示をしたものとみなす。
 - (3) 譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人が告知書の提出をする際、その告知書の提出を受ける者が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表された当該法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、当該法人は、その告知書の提出を受ける者に対しては、本人確認書類の提示を要しないこととする。
- 8 先物取引に関する支払調書について、暗号資産に係るデリバティブ取引について記載すべき事項の細目を定めることとする。(第90条の5、別表第五(三十一)関係)
- 9 その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円を超える個人が保存すべき書類の細目等を定めることとする。(第 102 条関係)
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 11 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)